

## 八代市監査委員公告第2号

地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求書(八代市職員措置請求書)について、その結果を公表します。

平成26年9月29日

八代市監査委員 江崎 眞通  
同 藤崎 智  
同 上村 哲三

### 八代市職員措置請求監査結果

- 1 請求名 八代市職員措置請求書
- 2 請求人 (省略)
- 3 請求要旨

八代市に対して平成26年7月15日に、八代地域人権オンブズパーソン制度に関する検討内容を記載した資料、会議録について公開請求し、公開質問を行ったが、回答に記載された協議内容は「人権オンブズパーソン制度の概要について」、「人権オンブズパーソン制度の検討について」など標題しか記載されておらず、協議の内容の詳細が示されていない。

八代市では人権オンブズパーソン制度の検討については副市長を座長として検討を重ねてきてあり、その内容の詳細を明らかにするよう求める。

- 4 監査結果  
却下(不受理)
- 5 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により当該地方公共団体に損害が生じること防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

本件請求は、「人権オンブズパーソン制度の検討について、その内容の詳細を明らかにすること」を求めており、市の内部協議に関する情報公開を求めているものと認められる。

したがって、本件請求は、執行機関又は職員の違法、不当な財務会計上の行為の是正を求めているものではない。

よって、本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。